

令和元年度

# 計 量 年 報



京都府計量検定所

## はじめに

計量制度は、社会生活や経済活動の根幹として、府民の皆様の日常生活から産業や科学技術の分野に至るまで密接な関わりを有し、経済の発展と文化の向上に欠くことのできない重要なものであります。

京都府では、近年の社会・経済情勢を踏まえ、国際化、高度情報化、技術革新への対応、消費者利益の確保を基本としながら、「正確な計量器の供給」、「正確な計量器の使用」、「適正な計量管理システムの確保」、「計量思想の普及」などを目的に、計量法に基づく諸般の事業、施策を推進しています。

この「計量年報」は、令和元年度に実施した計量業務の実績などについてその概要をまとめたものです。

今後とも、本府の計量行政に一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたしますとともに、皆様の参考資料として御活用願えれば幸いに存じます。

# 目 次

## I 総 説

1 沿 革	-----	1
2 組織と主要分掌事務	-----	2
3 土地及び建物	-----	3
4 検定検査用設備機械器具	-----	5
5 歳入歳出実績	-----	6

## II 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

1 届 出	-----	8
2 登 録	-----	11
3 指 定	-----	13
4 立入検査	-----	15

## III 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 検定及び装置検査	-----	16
2 基準器検査	-----	19

## IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

1 定期検査	-----	20
2 計量証明検査	-----	24
3 立入検査	-----	25
4 依頼検査	-----	26

## V 量目の検査及び指導

1 量目立入検査	-----	27
2 試買検査	-----	28

## VI 計量制度の普及啓発事業

1 計量記念日事業	-----	28
2 計量教室の開催	-----	29
3 消費生活展	-----	29
4 講習会への講師の派遣	-----	30

## VII 計量関係団体への支援

## VIII 計量制度の推進

指定製造事業者制度の充実	-----	31
--------------	-------	----

# I 総説

## 1 沿革

京都においては、古くから、ものさし、ます、はかりなどが作られ、江戸時代には幕府の統轄機関として神家秤座、福井家柁座があり、西国33か国を支配していた。

その後、社会の近代化とともに明治8年に度量衡取締条例、明治24年に度量衡法、昭和26年に計量法が制定され、さらに、平成4年に①国際化への対応、②技術革新への対応、③消費者利益の確保を柱とした改正計量法が公布、平成5年11月1日から施行され、社会生活の基本的制度として今日に至っている。

本府は、上記の歴史的経過を背景に計量器の製造、販売業者が多いことから、明治38年には内務部に権度課を設置し、その後の社会の進展に応じて正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため拡充、強化を図ってきた。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる「地方分権推進一括法」により、計量行政は国の機関委任事務から自治事務化され、地域社会に即した計量行政を推進することが求められていることに対しても的確に対応してきている。

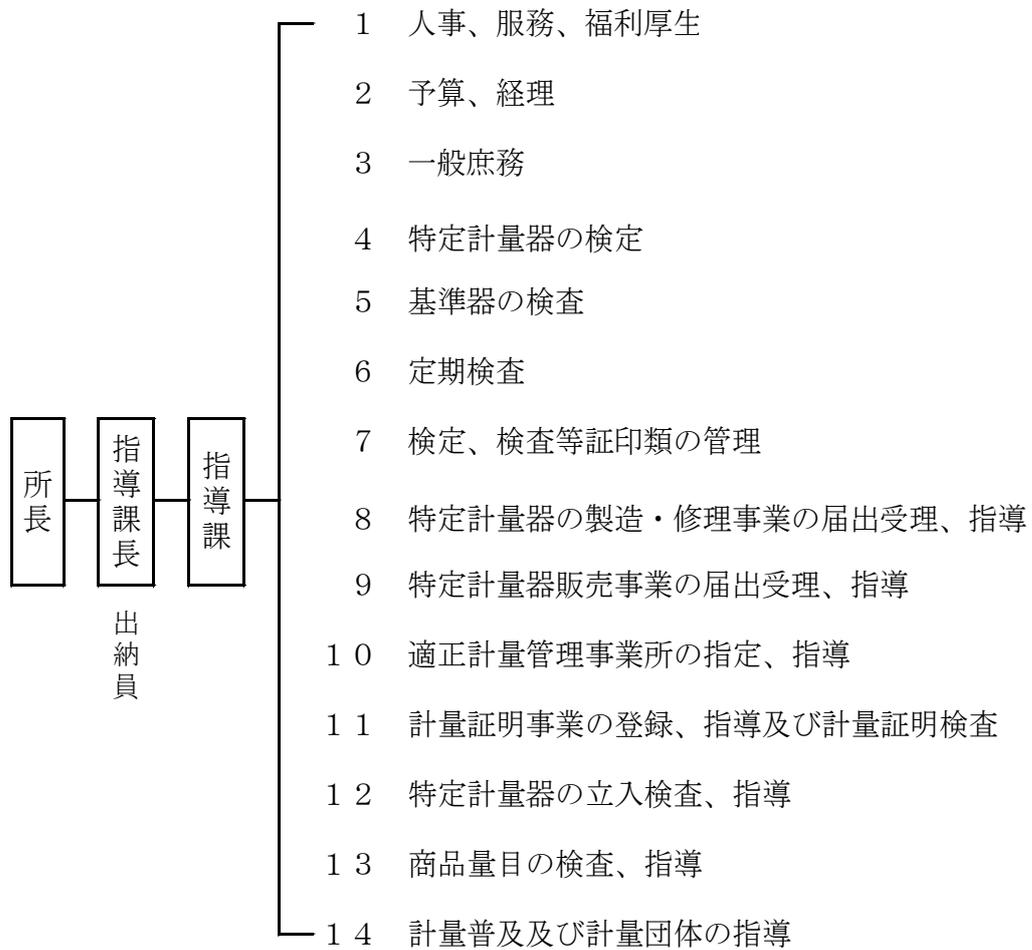
なお、平成21年4月に指定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を行い、同年5月から定期検査・計量証明検査及び検定・基準器検査等の業務の委託を開始した。

平成28年4月には、当所において京都市の計量業務を受託し、実施することとなった。

明治	26年	4月	京都府常置度量衡検定所設置
	37年	10月	内務部第4課に権度係設置
	38年	4月	内務部に権度課設置
	39年	11月	度量衡検定所を府庁構内に新築
昭和	4年	9月	内務部商工水産課権度係に組織替
	10年	1月	経済部商工水産課権度係に組織替
	23年	8月	商工部商工課権度係に組織替
	30年	11月	京都府計量検定所設置（第1種地方機関）
	35年	1月	庶務課、業務課を設置
	39年	4月	庶務課、業務第一課、業務第二課の3課制となる。
	43年	4月	庶務課、検定第一課、検定第二課、検査課の4課制となる。
	45年	4月	府庁本館新築のため仮庁舎を現在地に建設し移転
	49年	8月	計量検定所新庁舎完成
	56年	4月	会計規則による公所指定
	57年	6月	検査課を指導検査課と改称、次長制の設置

- 平成12年 4月 計量行政が機関委任事務から自治事務となる。
- 21年 4月 次長制の廃止、指導課の1課制となる。  
一般社団法人京都府計量協会を指定定期（計量証明）検査機関として指定
- 21年 5月 一般社団法人京都府計量協会に検査・検定等の業務を委託
- 28年 4月 京都市の計量業務を受託

## 2 組織と主要分掌事務



人員配置

平成31年4月1日現在

職名 課名	所長	課長	主査	主任	技師	副主査 (再任用)	嘱託	計
指導課	1	1	3	1	2	3	6	17

一般計量教習終了者 9名

### 3 土地及び建物

所在地	京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431		
敷地	1,313m <sup>2</sup>		
建物	本館	鉄筋コンクリート3階建	
		床面積 299.01m <sup>2</sup>	延面積 890.84m <sup>2</sup>
	自動車車庫	鉄骨スレート葺	21.60m <sup>2</sup>
	自転車置場	アルミ波板葺	18.94m <sup>2</sup>

#### ◎主な付帯設備

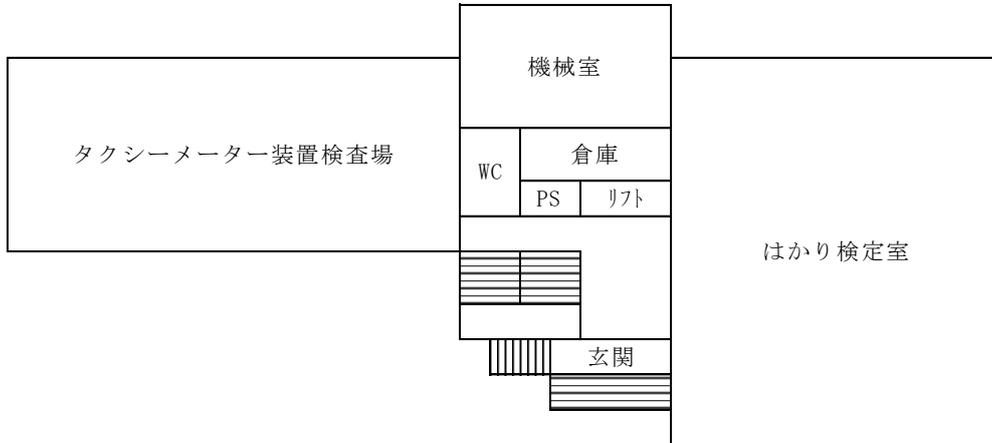
高圧受変電設備	1式
受検器物運搬用昇降リフト	1基
はかり検定用天井走行クレーン	1基

#### ◎主な室の面積

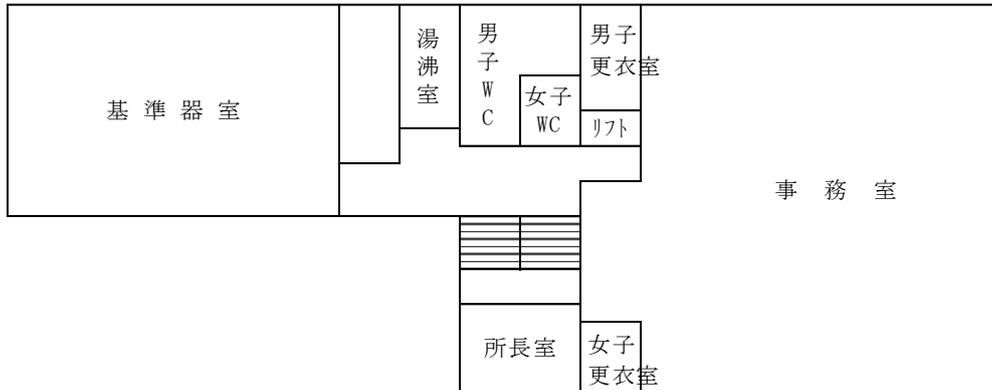
事務室（所長室を含む）	136.00m <sup>2</sup>
はかり検定室	104.00m <sup>2</sup>
タクシメーター装置検査場	94.15m <sup>2</sup>
圧力計・体積計検定室	77.00m <sup>2</sup>
会議室	65.00m <sup>2</sup>
基準器室	62.65m <sup>2</sup>

◎ 平面図

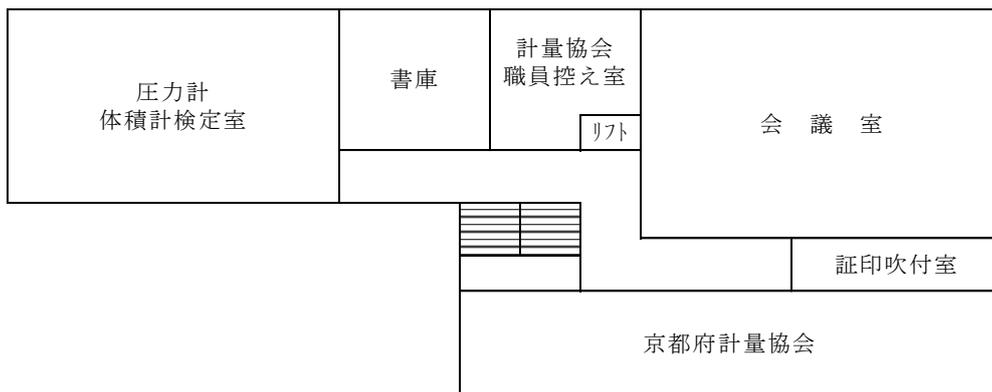
1 階



2 階



3 階



## 4 検定検査用設備機械器具

### (1) 基準器

品名	数量	品名	数量
基準巻尺	2個	液体メーター用基準タンク	3個
タクシメーター装置検査用基準器	3個	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	2個
特級基準分銅	4組	基準液柱型圧力計（血圧計用）	1個
一級基準分銅	11組	基準重錘型圧力計（パスカル対応）	4個
二級基準分銅	4組	基準酒精度浮ひょう	1組
基準ガラス製温度計	4組	基準密度浮ひょう	4個
基準全量フラスコ	10個	基準台手動はかり	1個
基準ビュレット	5個		

### (2) 検定検査用主要機器

品名	数量	品名	数量
タクシメーター装置検査用回転数計	4個	実用基準分銅（連鎖式）	1式
定電圧電源装置	2個	定盤	16個
ストップウォッチ	10個	秤架	2個
圧力計（タクシメーター用）	3個	チェーンブロック	1個
電気式質量比較器	11個	証印吹付器	1個
実用基準分銅	177個	水銀標準温度計	1個
		簡易フォークリフト	1個

### (3) 公用車

小型貨物自動車 1台

## 5 歳入歳出実績

(歳 入)

(単位：円)

科 目	区 分	金 額
(款) 使用料及び手数料		
(項) 手 数 料	1 計量器検定手数料	10,075,900
(目) 商工手数料	・ 計量器検定手数料	8,393,060
(節) 商工業手数料	・ 計量器定期検査手数料	0
	・ 基準器検査手数料	1,682,840
	・ 計量証明事業計量器検査手数料	0
	2 計量関係事業者登録等手数料	222,640
	・ 指定製造事業者指定検査手数料	0
	・ 適正計量管理事業所指定検査手数料	40,180
	・ 計量証明事業登録等手数料	182,460
	3 その他証明事務手数料	10,400
	計	10,308,940
(項) 使用料		209,150
(目) 商工使用料		
(節) 計量検定所使用料		
(款) 諸 収 入		
(項) 受託事業収入	1 計量検定所受託事業収入	54,298,148
(目) 商工費受託事業収入		
(節) 商工業費受託事業収入		
(項) 雑 入	1 計量器出張検定旅費納付金	433,210
(目) 雑 入	2 大型はかり出張検査等旅費納付金	0
(節) 納 付 金	3 大型はかり検査用分銅等運搬費納付金	0
	計	433,210
(節) そ の 他 収 入		19,550
合 計		65,268,998

(歳 出)

(単位：円)

科 目		金 額
(款)	(節) 報 酬	13,873,876
商 工 費	共 済 費	2,395,063
(項)	賃 金	1,914,390
商 工 業 費	報 償 費	28,050
(目)	旅 費	993,080
計 量 検 定 費	需 用 費	4,028,629
	役 務 費	676,891
	委 託 料	57,415,713
	使 用 料 及 び 賃 借 料	65,526
	備 品 購 入 費	993,600
	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	66,050
	公 課 費	6,600
合 計		82,457,468

## II 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

### 1 届 出

#### (1) 特定計量器製造・修理事業

特定計量器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、製造は経済産業大臣に、修理は都道府県知事に届け出なければならない。

(法第40条、46条)

なお、届出事項に変更が生じたときも、遅滞なく届け出なければならない。

(法第42条、45条、46条)

事業者数等は表1～3のとおりである。

表1 処理件数及び届出製造事業者（本府に主たる事業場を有する者）・届出修理事業者数

区 分	製 造					修 理				
	処理件数			事業者数		処理件数			事業者数	
	新規	廃止	変更	元年度末現在	30年度末現在	新規	廃止	変更	元年度末現在	30年度末現在
タクシーメーター				1	1			3	14	14
質量計等		2		40	42			12	46	46
温度計										
水道メーター		2	2	6	8					
温水メーター				1	1					
燃料油メーター			16	12	12				6	6
液化石油ガスメーター				1	1				1	1
ガスメーター				2	2					
排ガス積算体積計等										
排水積算体積計等				3	3					
量器用尺付タンク				1	1					
密度浮ひょう等										
圧力計（血圧計を除く）									4	4
血圧計									2	2
積算熱量計				1	1					
濃度計				13	13			3	7	7
合 計	0	4	18	81 (24)	85 (26)	0	0	18	80 (41)	80 (41)

( ) 内は届出事業者の実数

表2 届出製造事業者（本府に主たる事業場を有する者）及び届出修理事業者の分布状況

区分 市町村	製 造		修 理		合 計	
	事業者	事業所	事業者	事業所	事業者	事業所
京 都 市	19	21	31(6)	32	50(6)	53
福 知 山 市	1	2	1	4	2	6
舞 鶴 市			4(1)	4	4(1)	4
綾 部 市	1	1	1	1	2	2
宇 治 市	1	1	2	2	3	3
城 陽 市					0	0
向 日 市			1	1	1	1
長 岡 京 市					0	0
八 幡 市	1	1			1	1
京 田 辺 市					0	0
京 丹 後 市			1	1	1	1
久 御 山 町		2			0	2
京 丹 波 町	1	1			1	1
合 計	24	29	41(7)	45	65(7)	74

( ) 内は府外に本社を有する事業者の内数。

表3 府外の届出製造事業者であって、本府に事業場を有する者

区 分	事 業 者 数		事業者及び事業場の名称（所在地）
	元年度末現在	30年度末現在	
燃料油メーター	4（1）	4（1）	(株)タツノ 福知山営業所（福知山市）
液化石油 ガスメーター	1（1）	1（1）	(株)タツノ 福知山営業所（福知山市）

( ) 内は届出事業者の実数。

(2) 特定計量器販売事業

特定計量器のうち表4に掲げるものの販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、販売をする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。（法第51条）

ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が、届け出に係る特定計量器を製造又は修理し、販売の事業を行おうとするときは、届け出を要しない。

なお、届出事項に変更が生じたときも、遅滞なく届け出なければならない。

また、適正な計量を確保するため、必要な知識を習得し、購入者に対して正しい使用方法を説明するなど遵守すべき事項が定められている。（法第52条）

事業者数等は表5のとおりである。

表4 事業の区分及び略称

区 分	略 称
非自動はかり（計量法施行令第14条各号に掲げる特定計量器（家庭用特定計量器）を除く。）、分銅及びおもり	質 量 計

表5 処理件数及び事業者・店舗数

区 分	処 理 件 数			元年度末現在			30年度末現在	
	新 規	廃 止	変 更	事業者数	不明 事業者数	店舗数	事業者数	店 舗 数
質 量 計	7	8	30	330	79※	623	349	659

※不明事業者数は、現地調査等を含む調査結果による数値。

## 2 登 録

### (1) 計量証明事業

ア 一般計量証明（長さ、質量、面積、体積、熱量）及び環境計量証明（濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。（法第 107 条）

なお、届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出なければならない。

事業者数等は表 6・7のとおりである。

イ 登録事業者に対して、適正な計量証明の実施を確保するため、事業規程の見直し、計量証明に使用する特定計量器等の設備及び管理状況並びに計量方法等についての指導に努めた。

ウ 計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成 5 年通商産業省告示第 549 号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象として講習会及び試験（主任計量者試験）を 3 回実施した。

講習・試験の結果は表 8 のとおりである。

表 6 処理件数及び事業者数

区 分		処 理 件 数						事 業 者 数		
		新 規	廃 止	変 更	事業 譲 渡	登録証 再 交 付	登録簿 閲 覧	登録簿 謄 本 交 付	元年度末 現 在	30年度末 現 在
一般	質 量	2	5	38	1	1			89	92
	体 積								2	2
	熱 量								0	0
環境	濃 度			13		1			23	23
	特定濃度			2		1			3	3
	音 圧			4		1			9	9
	振 動	1		5		1			8	7
合 計		3	5	62	1	5	0	0	134(115)	136(118)

( ) 内は事業者の実数。

表7 地域別事業者数

市町村	区分	一 般			環 境				合計
		質 量	体 積	熱 量	濃 度	特定濃度	音 圧	振 動	
左 京 区									0
中 京 区					2	1	2	2	7
東 山 区		1							1
山 科 区		1			1	1	2	1	6
下 京 区					1				1
南 区		12			5		1	1	19
右 京 区		1			1				2
西 京 区		1							1
伏 見 区		20			5		3	3	31
京 都 市 計		36	0	0	15	2	8	7	68
福 知 山 市		3			1				4
舞 鶴 市		6	2		2				10
綾 部 市		1							1
宇 治 市		2							2
宮 津 市		3							3
亀 岡 市		2							2
城 陽 市		2							2
向 日 市		2							2
長 岡 京 市		3			1				4
八 幡 市		9							9
京 田 辺 市		4			1				5
京 丹 後 市		2							2
南 丹 市									0
木 津 川 市		4			1				5
市 部 計		43	2	0	6	0	0	0	51
大 山 崎 町					1				1
久 御 山 町		3							3
宇 治 田 原 町		1							1
精 華 町		1			1	1	1	1	5
京 丹 波 町		4							4
与 謝 野 町		1							1
郡 部 計		10	0	0	2	1	1	1	15
元年度末現在		89	2	0	23	3	9	8	134

表8 一般主任計量者の講習・試験の結果

実施年月日	事業区分	申込者数	受験者数	合格者数
令和元年7月5日	質量	9	9	8
令和元年12月6日	質量	11	11	8
令和2年2月7日	質量	5	5	5
合 計		25	25	21

## (2) 計量士

計量士になろうとする者は、計量器の検査その他計量管理を行うために必要な知識経験を有する者として、計量士の区分に従い経済産業大臣の登録を受けることができる。(法第122条)  
新規登録の処理件数は次のとおりである。

区 分		処理件数
環境計量士（濃度関係）	1 濃度に関する計量士	5
環境計量士 （騒音・振動関係）	2 音圧レベル及び振動加速度レベルに関する計量士	1
一般計量士	前2号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士	3

## 3 指 定

### (1) 指定製造事業者

届出製造事業者のうち、一定水準の製造・品質管理能力を有する事業場（工場）については、法令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣の指定を受けることができる。(法第16条、96条)

また、指定を受けた事業場（工場）が製造した型式承認を受けた特定計量器は、検定証印に代えて、経済産業省令で定める表示（基準適合証印(P.16) 本年度中に付した個数：341,537個）を付すことにより、取引・証明に使用することができる。(法第16条、96条)

指定の申請は、指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事(電気計器にあっては経済産業局長)を経由して経済産業大臣へ申請書を提出し、申請した届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、事業の区分に応じて都道府県知事又は日本電気計器検定所の検査を受けなければならない。(法第91条第2項) また、指定を受けた事業者は、品質管理の方法等を変更した場合は、経済産業大臣に変更届を提出し、必要に応じて知事の検査を受けなければならない。(法第94条)

指定状況及び変更の処理件数は次のとおりである。

事業所名	指定日	事業区分	処理件数
アズビル京都(株)	平成10年11月2日	水道メーター	0
(株)富永製作所	平成11年3月11日	自動車等給油メーター	0
(株)島津製作所	平成12年4月3日	濃度計	0
(株)島津製作所	平成14年1月25日	質量計	0
関西ガスメーター(株)	平成14年3月15日	ガスメーター	1
アズビル京都(株)	平成22年8月27日	積算熱量計	1
(株)富永製作所 久御山工場	平成30年3月27日	自動車等給油メーター	0

(2) 適正計量管理事業所

ア 特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うもの（計量管理の方法等について都道府県知事又は特定市町村長の検査を受け適合したもの）は、経済産業大臣（国の事業所）又は都道府県知事（国の事業所以外の事業所）の指定を受けることができる。（法第 127 条）

指定を受けた事業所は、使用する特定計量器について、定期検査の受検義務が免除される。

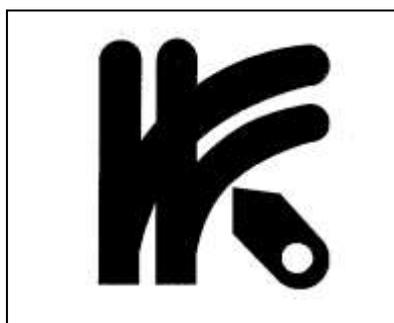
なお、届け出た計量管理の方法の遵守ほか、検査を行った特定計量器の数等の報告（年 1 回）及び届出事項に変更が生じたときの変更の届（その都度遅滞なく）等が必要となる。

\* 知事指定の事業所数等は次のとおりである。

処 理 件 数			事 業 所 数	
新 規	廃 止	変 更	元年度末現在	30年度末現在
4	4 (22 事業所)	86 (798 事業所)	850	868

イ 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定める標識を掲げることができる。（法第 130 条、計量法施行規則第 78 条）

標 識



## 4 立入検査

### (1) 製造・修理事業者

届出製造・修理事業者に対して、検査設備、検査義務の実施状況等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めた。(法第 148 条)

検査事業者数は次のとおりである。

区 分	製 造	修 理
事業者数	2	7

### (2) 計量証明事業者

一般計量証明事業者、環境計量証明事業者に対して、事業規程の遵守、計量証明検査の受検状況等について立入検査を行い、計量証明事業の適正な実施を図るため、指導に努めた。(法第 148 条)

検査事業者数は次のとおりである。

区 分	一 般	環 境
事業者数	35	7

※再立入含む

### (3) 適正計量管理事業所

適正計量管理事業所に対して、計量士による特定計量器の検査の状況、計量管理の実施状況等について立入検査を行い、適正な計量管理の推進を図るため、指導に努めた。(法第 148 条)

事業所数	7
------	---

### (4) 指定製造事業者

指定を受けた届出製造事業者に対して、品質管理の方法に関する基準の遵守、特定計量器の製造に係る基準適合義務の実施方法等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めた。(法第 148 条)

検査実施事業者数は次のとおりである。

区 分	濃度計	質量計	ガスメーター	自動車等 給油メーター	水道メーター	積算熱量計
事業者数	1	0	1	1	0	1

### Ⅲ 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

#### 1 検定及び装置検査

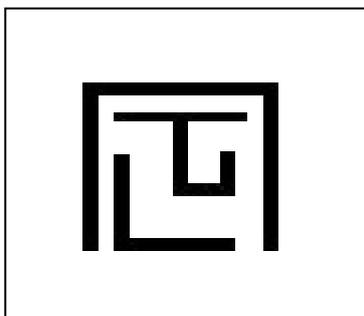
取引又は証明に使用する特定計量器は、検定又は検査に合格したものでなければ使用してはならない（法第 16 条）

なお、検定に合格したものには検定証印、指定製造事業者が製造した型式承認を受けたものには基準適合証印、装置検査に合格したものには装置検査証印が付される。（法第 72 条、75 条、96 条）

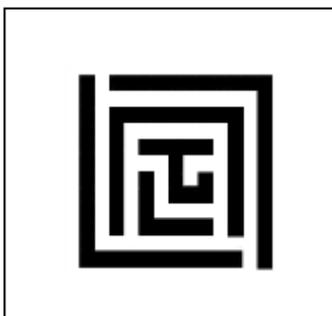
また、検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関のいずれかに、装置検査は都道府県知事に申請しなければならない。（法第 70 条）

検定及び装置検査の実績は表 9・10 のとおりである。

検定証印



基準適合証印



装置検査証印



表9 特定計量器検定・装置検査実績

種 類		製造又は輸入			修理又は使用中			合 計		
		検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)
タクシーメーター	(装置検査)				8,911	0	6,276,320	8,911	0	6,276,320
質量計	電気抵抗線式はかり	3	0	39,920	35	0	112,390	38	0	152,310
	誘電式はかり							0	0	0
	電磁式はかり							0	0	0
	その他の電気式はかり							0	0	0
	手動天びん							0	0	0
	等比皿手動はかり							0	0	0
	棒はかり							0	0	0
	その他の手動はかり							0	0	0
	ばね式はかり				1	0	530	1	0	530
	手動指示併用はかり							0	0	0
	その他の指示はかり							0	0	0
	分銅							0	0	0
	温度計	ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く)							0	0
体積計	水道メーター (口径≤40mm)							0	0	0
	水道メーター (口径>40mm)							0	0	0
	自動車等給油メーター				565	0	1,455,970	565	0	1,455,970
	小型車載燃料油メーター	24	0	49,320	67	0	211,560	91	0	260,880
	大型車載燃料油メーター				28	0	125,680	28	0	125,680
	簡易燃料油メーター							0	0	0
	微流量燃料油メーター							0	0	0
	定置燃料油メーター				2	0	4,100	2	0	4,100
	液化石油ガスメーター	2	0	13,040	16	0	102,880	18	0	115,920
	都市ガス用ガスメーター (使用量大流量≤6m³/h)							0	0	0
	都市ガス用ガスメーター (使用量大流量>6m³/h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量≤2.5m³/h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量>2.5m³/h)							0	0	0
	熱量計	積算熱量計							0	0
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう							0	0	0
	耐圧密度浮ひょう							0	0	0
アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計以外の							0	0	0
	アネロイド型圧力計							0	0	0
	アネロイド型圧力計							0	0	0
浮ひょう型比重計	比重浮ひょう							0	0	0
	重ボーム度浮ひょう							0	0	0
	日本酒度浮ひょう							0	0	0
合 計		29	0	102,280	9,625	0	8,289,430	9,654	0	8,391,710

表10 特定計量器検定・装置検査の推移

区 分 種 類	30年 度			元 年 度			対前年増減率			
	検定個数	不合格個数	手数料(円)	検定個数	不合格個数	手数料(円)	検定個数	手数料		
タクシメーター（装置検査）	8,917	2	0.0%	6,241,900	8,911	0	0.0%	6,276,320	△ 0.1%	0.6%
非自動はかり	85	0	0.0%	228,300	39	0	0.0%	152,840	△ 54.1%	△ 33.1%
分 銅	—	—	—	—	—	—	—	—		
ガラス製温度計 （ガラス製体温計を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—		
水道メーター	—	—	—	—	—	—	—	—		
燃料油メーター	801	0	0.0%	1,680,350	686	0	0.0%	1,846,630	△ 14.4%	9.9%
液化石油ガスメーター	21	0	0.0%	134,100	18	0	0.0%	115,920	△ 14.3%	△ 13.6%
ガスメーター	—	—	—	—	—	—	—	—		
積算熱量計	—	—	—	—	—	—	—	—		
アネロイド型圧力計 （アネロイド型血圧計を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—		
浮ひょう型比重計	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	9,824	2	0.0%	8,284,650	9,654	0	0.0%	8,391,710	△ 1.7%	1.3%

## 2 基準器検査

検定、定期検査等に使用する計量器（基準器）のうち、都道府県知事が検査を行うことになっているものは表 1 1 のとおりであり、検査に合格した基準器には基準器検査証印が付され、基準器検査成績書が交付される。（法第 102 条、基準器検査規則第 5 条）

基準器検査の実績は表 1 2 のとおりである。

基準器検査証印

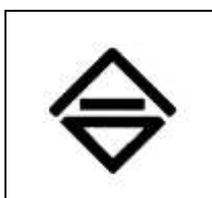


表 1 1 都道府県知事が検査を行う基準器

長さ基準器	タクシメーター装置検査用基準器
質量基準器	ひょう量が 2 トン以下の手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の 4,000 分の 1 以上のもの
	ひょう量が 5 トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の 2 万分の 1 以上のもの
	一級基準分銅・二級基準分銅・三級基準分銅
体積基準器	基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の 1 回転につき 20 リットル以下の湿式のもの
	全量が 1,000 リットル未満の液体メーター用基準タンクであって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの
	全量が 25 リットル以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの

表 1 2 基準器検査実績

種 類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
タクシメーター装置検査用基準器	9	0	121,120
基準台手動はかり	0	0	0
基準分銅	871	0	1,154,260
基準湿式ガスメーター	14	0	262,640
液体メーター用基準タンク (水道メーター用に限る)	0	0	0
液体メーター用基準タンク (水道メーター用を除く)	11	0	144,820
合 計	905	0	1,682,840

## IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

### 1 定期検査

取引又は証明に使用する特定計量器のうち、その構造及び使用状況からみて、その性能及び器差について、定期的に検査を行うことと規定されている計量器（質量計2年に1回）は、都道府県知事又は特定市町村長（定期検査に代わる計量士による検査も可）が行う検査を受けなければならない。（法第19条）

検査に合格した計量器には、検査年月が表示された定期検査済証印が付される。

なお、平成21年度から、指定定期検査機関として京都府の指定を受けている一般社団法人京都府計量協会が検査を実施している。また、平成28年度から、京都市域分の実績も記載している。

検査実績は、表13～16のとおりである。



定期検査済証印

表13 定期検査の種類別成績

種 類		検査個数	不合格個数	手数料(円)
は か り	電気抵抗線式はかり	4,036	36	7,971,450
	誘電式はかり	310	1	512,020
	電磁式はかり	395	3	756,140
	その他の電気式はかり	0	0	0
	手動天びん	1	0	500
	等比皿手動はかり	13	0	6,560
	棒はかり	4	0	1,000
	その他の手動はかり	504	1	361,460
	ばね式はかり	1,976	3	986,180
	手動指示併用はかり	92	1	46,260
	その他の指示はかり	3	0	3,110
計		7,334	45	10,644,680
分 銅 ・ お も り	分銅	538	0	5,380
	定量おもり	3	0	30
	定量増おもり	2,531	1	25,310
	計	3,072	1	30,720
合 計		10,406	46	10,675,400

表14 定期検査の種類別検査個数

区分 市町村	電気 抵抗線式 はかり	誘電式 はかり	電磁式 はかり	その他の 電気式 はかり	手動 天びん	等比皿 手動 はかり	棒 はかり	その他の 手動 はかり	ばね式 はかり	手動指示 併用 はかり	その他の 指示 はかり	小計	分銅	定量 おもり	定量増 おもり	小計	合計
京都市	2,167	164	172	0	0	9	3	271	1,191	62	2	4,041	393	3	1,326	1,722	5,763
舞鶴市	278	28	34	0	0	1	0	38	173	6	0	558	39	0	191	230	788
宇治市	381	35	66	0	0	1	0	36	80	10	1	610	52	0	192	244	854
宮津市	98	3	12	0	0	1	0	26	59	1	0	200	13	0	141	154	354
城陽市	166	17	25	0	0	0	0	13	79	4	0	304	11	0	69	80	384
八幡市	117	22	12	0	1	0	0	14	44	4	0	214	15	0	90	105	319
京田辺市	192	6	31	0	0	0	0	14	35	1	0	279	5	0	71	76	355
南丹市	151	7	17	0	0	1	0	25	110	1	0	312	0	0	127	127	439
市部計	3,550	282	369	0	1	13	3	437	1,771	89	3	6,518	528	3	2,207	2,738	9,256
久御山町	85	12	4	0	0	0	0	6	15	1	0	123	0	0	35	35	158
井手町	25	1	0	0	0	0	0	0	19	0	0	45	0	0	0	0	45
宇治田原町	107	2	5	0	0	0	0	13	43	1	0	171	5	0	62	67	238
伊根町	23	0	2	0	0	0	0	1	20	0	0	46	0	0	6	6	52
京丹波町	89	3	7	0	0	0	0	8	45	0	0	152	0	0	40	40	192
与謝野町	112	10	7	0	0	0	1	34	36	1	0	201	5	0	165	170	371
町村部計	441	28	25	0	0	0	1	62	178	3	0	738	10	0	308	318	1,056
合計	3,991	310	394	0	1	13	4	499	1,949	92	3	7,256	538	3	2,515	3,056	10,312
該当年度外 補充検査	45	0	1	0	0	0	0	5	27	0	0	78	0	0	16	16	94
総計	4,036	310	395	0	1	13	4	504	1,976	92	3	7,334	538	3	2,531	3,072	10,406

表15 定期検査の検査個数の推移

区分	検査個数					不合格個数					
	元年度		29年度		27年度	元年度		29年度		27年度	
	個数	対前回増減率	個数	対前回増減率	個数	個数	比率	個数	比率	個数	比率
京都市	5,763	△10.2	6,417	△7.8	6,963	22	0.4	14	0.2	15	0.2
舞鶴市	788	△0.9	795	△9.4	877	4	0.5	3	0.4	4	0.5
宇治市	854	△6.4	912	2.2	892	4	0.5	6	0.7	3	0.3
宮津市	354	△10.6	396	△3.9	412	1	0.3	2	0.5	0	0.0
城陽市	384	2.7	374	△3.9	389	0	0.0	5	1.3	6	1.5
八幡市	319	△5.9	339	△0.9	342	0	0.0	0	0.0	1	0.3
京田辺市	355	0.9	352	△4.3	368	0	0.0	2	0.6	1	0.3
南丹市	439	△3.7	456	△14.1	531	3	0.7	3	0.7	1	0.2
市部計	9,256	△7.8	10,041	△6.8	10,774	34	0.4	35	0.3	31	0.3
久御山町	158	16.2	136	△1.4	138	0	0.0	0	0.0	4	2.9
井手町	45	△18.2	55	△3.5	57	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宇治田原町	238	△2.9	245	△1.2	248	3	1.3	0	0.0	0	0.0
伊根町	52	26.8	41	△19.6	51	1	1.9	0	0.0	0	0.0
京丹波町	192	△8.6	210	13.5	185	4	2.1	0	0.0	0	0.0
与謝野町	371	3.6	358	△8.0	389	2	0.5	1	0.3	0	0.0
町村部計	1,056	1.1	1,045	△2.2	1,068	10	0.9	1	0.1	4	0.4
合計	10,312	△7.0	11,086	△6.4	11,842	44	0.4	36	0.3	35	0.3
該当年度外補充検査	94	46.9	64	82.9	35	2	2.1	1	1.6	1	2.9
総計	10,406	△6.7	11,150	△6.1	11,877	46	0.4	37	0.3	36	0.3

表16 定期検査の検査戸数の推移

区分	検査戸数					不合格戸数					
	元年度		29年度		27年度	元年度		29年度		27年度	
	戸数	対前回増減率	戸数	対前回増減率	戸数	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
京都市	1,917	△8.4	2,092	△3.5	2,167	18	0.9	13	0.6	13	0.6
舞鶴市	276	△2.1	282	△7.2	304	4	1.4	3	1.1	3	1.0
宇治市	229	3.2	222	△0.9	224	4	1.7	4	1.8	3	1.3
宮津市	103	△16.3	123	0.8	122	1	1.0	1	0.8	0	0.0
城陽市	128	△6.6	137	15.1	119	0	0.0	3	2.2	5	4.2
八幡市	108	△4.4	113	0.0	113	0	0.0	0	0.0	1	0.9
京田辺市	119	0.8	118	9.3	108	0	0.0	2	1.7	1	0.9
南丹市	148	△6.9	159	△7.6	172	3	2.0	3	1.9	1	0.6
市部計	3,028	△6.7	3,246	△2.5	3,329	30	1.0	29	0.9	27	0.8
久御山町	51	21.4	42	△8.7	46	0	0.0	0	0.0	4	8.7
井手町	30	△11.8	34	3.0	33	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宇治田原町	80	2.6	78	△4.9	82	3	3.8	0	0.0	0	0.0
伊根町	36	24.1	29	△14.7	34	1	2.8	0	0.0	0	0.0
京丹波町	63	△7.4	68	11.5	61	4	6.3	0	0.0	0	0.0
与謝野町	110	△3.5	114	△9.5	126	2	1.8	1	0.9	0	0.0
町村部計	370	1.4	365	△4.5	382	10	2.7	1	0.3	4	1.0
合計	3,398	△5.9	3,611	△2.7	3,711	40	1.2	30	0.8	31	0.8
該当年度外補充検査	33	73.7	19	△5.0	20	1	3.0	1	5.3	1	5.0
総計	3,431	△5.5	3,630	△2.7	3,731	41	1.2	31	0.9	32	0.9

## 2 計量証明検査

計量証明事業者は、事業登録を受けた日から特定計量器の種類により、法令で定める期間ごとに都道府県知事が行う検査を受けなければならない。(法第 116 条)

検査に合格した特定計量器には、計量証明検査済証印及び検査年月が付される。

なお、質量計については、平成 21 年度から指定計量証明検査機関として京都府の指定を受けている一般社団法人京都府計量協会が検査を実施している。

法令で定める期間は表 17、検査実績は表 18 のとおりである。

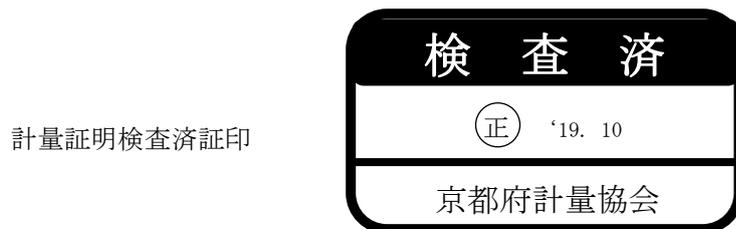


表 17 計量証明事業に係る特定計量器及び期間

種 類	期 間
質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）	2 年
皮革面積計	1 年
騒音計	3 年
振動レベル計	3 年
濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょうを除く）	3 年

表 18 計量証明検査実績

種 類		検 査 個 数	不 合 格 個 数	手 数 料 (円)
一 般	質量計 非自動はかり	2 2	0	595, 300
	質量計 分銅及びおもり	0	0	0
	計	2 2	0	595, 300
環 境	騒音計	0	0	0
	振動レベル計	0	0	0
	濃度計	0	0	0
	計	0	0	0
合 計		2 2	0	595, 300

環境計量器については、全数計量法 116 条第 1 項第 1 号に該当し、計量証明検査の受検実績はなかった。

### 3 立入検査

正確な計量器（特定計量器以外のものを含む。）による適正な計量を確保することは、商工業の適切な経営と消費者保護のために欠かせない重要なことであるので、計量器を取引又は証明に使用する事業所などにおいて、不適正な計量器を排除するとともに、適正な計量の実施について指導を行った。（法第 148 条）

#### (1) 特定計量器（質量計）の検査

本年度は、4市3町の42店舗において、食肉、魚介、青果物等の食料品及びその他の消費生活物資を製造又は販売している事業所等で使用されている質量計の立入検査を行い、定期検査の未受検など不適正使用を防止するとともに適正な計量の実施について指導を行った。

検査成績は次のとおりである。

検査地域	検査戸数	検査個数	不合格個数	不適正使用個数					
				定検	水平	零点	据付	その他	合計
京都市	20	55	1	1	0	0	0	0	1
長岡京市、福知山市、宇治市、京田辺市、京丹波町、宇治田原町、井手町	22	86	9	9	0	0	0	0	9
合計	42	141	10	10	0	0	0	0	10

#### (2) 特定計量器（検定の有効期間のあるもの）の検査

検定又は装置検査の有効期間が定められているタクシーメーター、水道メーター、燃料油メーター等の特定計量器について随時検査を行い、有効期間を経過しているもの、検定証印等が脱落しているものなどの不適正使用を防止するとともに、適正な計量の実施について指導を行った。

##### ア 水道メーター

本年度は、京都市を除く全市町村に対して、立入検査の実施に代わり、有効期限の管理状況について報告を求めた。

報告実績は次のとおりである。

報告地域	報告事業所数	不適合事業所数	報告個数	不適合個数
京都市 以外	25	3	(台帳検査) 433,388	612

#### イ 燃料油メーター

本年度は、綾部市内の2事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
綾部市	2	0	36	0

#### ウ ガスメーター

本年度は、7市4町1村の53事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
京都市	15	2	(台帳検査) 210,905 (外観検査) 84	6 (台帳検査・有効期限切れ)
福知山市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、笠置町、木津川市、和束町、伊根町、与謝野町、南山城村	38	4	(台帳検査) 45,436 (外観検査) 214	126 (台帳検査・有効期限切れ)
合計	53	6	(台帳検査) 256,341 (外観検査) 298	132 (台帳検査・有効期限切れ)

## 4 依頼検査

工場等で使用されている圧力計について、使用者からの依頼による検査を行い、適正な使用について指導を行った。

検査実績は次のとおりである。

依頼件数	検査個数	合格個数	不合格個数
3	3	3	0

## V 量目の検査及び指導

### 1 量目立入検査

商店、スーパーマーケット等において食料品、その他の日常生活消費物資の量目（商品の真実の量に対する表示量の誤差）について、立入検査を行い、不適正計量商品を排除し、正量販売の指導に努めた。検査の結果、不適正計量商品のあった事業者には、嚴重注意の上、不適正商品群について再計量を指示するとともに、全事業者に対して風袋量の確実な設定等量目精度向上の普及に努めた。

なお、本年度は10地区（京都市域内3、京都市域外7）の42店舗において立入検査を行った。

検査成績は表19・20のとおりである。

表19 商品量目立入検査 地域別内訳

区分 検査地域	検査個数	内 訳			
		正 量 個 数 (%)		不 足 個 数 (%)	
京 都 市 (右京区、東山区、北区)	726	712	98.1%	14	1.9%
長 岡 京 市	295	287	97.3%	8	2.7%
福 知 山 市、京 丹 波 町	157	155	98.7%	2	1.3%
宇 治 市	110	104	94.5%	6	5.5%
京田辺市、宇治田原町、井手町	360	345	95.8%	15	4.2%
合 計	1,648	1,603	97.3%	45	2.7%

表20 商品量目立入検査 品目別内訳

区分 検査品目	検査 個数	京都市内				検査 個数	京都市外				検査 個数	合 計			
		正量個数		不足個数			正量個数		不足個数			正量個数		不足個数	
食 肉	202	198	98.0%	4	2.0%	276	264	95.7%	12	4.3%	478	462	96.7%	16	3.3%
食肉加工品	6	6	100.0%	0	0.0%	11	11	100.0%	0	0.0%	17	17	100.0%	0	0.0%
魚介類	106	106	100.0%	0	0.0%	147	147	100.0%	0	0.0%	253	253	100.0%	0	0.0%
魚介類加工品	61	58	95.1%	3	4.9%	95	91	95.8%	4	4.2%	156	149	95.5%	7	4.5%
野 菜	157	154	98.1%	3	1.9%	179	168	93.9%	11	6.1%	336	322	95.8%	14	4.2%
調理食品	179	175	97.8%	4	2.2%	192	188	97.9%	4	2.1%	371	363	97.8%	8	2.2%
穀類	0	0	0.0%	0	0.0%	3	3	100.0%	0	0.0%	3	3	100.0%	0	0.0%
農産物の漬物	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
その他	15	15	100.0%	0	0.0%	19	19	100.0%	0	0.0%	34	34	100.0%	0	0.0%
合 計	726	712	98.1%	14	1.9%	922	891	96.6%	31	3.4%	1,648	1,603	97.3%	45	2.7%

## 2 試買検査

消費者モニターに食料品の買い取りを依頼し、その量目をモニター等の立合のもとに検査して実態を把握し、適正計量の推進に資するとともに、その結果に基づき指導が必要と認められる販売事業者に対し、立入検査等を実施して正量販売の指導を行うこととしている。

なお、本年度は4地区（京都市域内2、京都市域外2）において、公募方式により消費者モニターの協力を得て実施した。検査結果は次のとおりである。

商品分類	正 味 量 表 記 商 品														
	市域内（右京区、東山区）					市域外 （宇治市、福知山市）					全 域				
	検査 件数 （個）	正量 件数 （個）	不足 件数 （個）	正量率	不足率	検査 件数 （個）	正量 件数 （個）	不足 件数 （個）	正量率	不足率	検査 件数 （個）	正量 件数 （個）	不足 件数 （個）	正量率	不足率
食肉類	59	59	0	100.0%	0.0%	49	47	2	95.9%	4.1%	108	106	2	98.1%	1.9%
魚介類	16	15	1	93.7%	6.3%	22	21	1	95.5%	4.5%	38	36	2	94.7%	5.3%
調理食品	15	15	0	100.0%	0.0%	1	1	0	100.0%	0.0%	16	16	0	100.0%	0.0%
野菜類	17	16	1	94.1%	5.9%	9	9	0	100.0%	0.0%	26	25	1	96.2%	3.8%
その他	34	34	0	100.0%	0.0%	52	51	1	98.1%	1.9%	86	85	1	98.8%	1.2%
計	141	139	2	98.6%	1.4%	133	129	4	97.0%	3.0%	274	268	6	97.8%	2.2%

## VI 計量制度の普及啓発事業

### 1 計量記念日事業

#### (1) 京都府中小企業関係定例表彰並びに京都府計量功労者表彰式

令和元年11月25日京都ガーデンパレスにおいて京都府中小企業関係定例表彰並びに京都府計量功労者表彰式が行われた。計量の部では、計量功労者3名に、京都府知事から表彰状等が授与された。知事あいさつのあと、来賓から祝辞が述べられた。

受表彰者は、次のとおりである。（敬称略）

○計量功労者 3名

・従業員

芥川 誠 (株式会社島津製作所)

高菅 卓三 (株式会社島津テクノリサーチ)

西 美智男 (関西ガスメータ株式会社)

## (2) 啓発・指導

計量普及ポスター、計量標語ステッカーを計量器製造、修理、販売及び計量証明の各事業者、適正計量管理事業所、商工業者団体等に配布し、各事業所、店舗への掲示を依頼するとともに、計量普及リーフレット「くらしと計量」、計量標語ステッカーを各市町村等を通じ消費者団体等へ配布して計量意識の高揚を図った。

なお、計量標語は、一般社団法人京都府計量協会が適正計量管理事業所の従業員から募集し、優秀作及び佳作に選定した中から、製造及び流通事業者向けに各3題を採用した。

## 2 計量教室の開催

本年度4地区で開催した試買検査終了後、計量に対する講話、消費者モニターとの意見交換等を行い、計量教室を開催し計量知識の啓発に努めた。

また、小学生とその保護者を対象に、計量検定所の見学とはかり工作の体験等を通して、計量についての理解を深めることを目的に、「夏休み親子計量教室」（京都府・一般社団法人京都府計量協会 共催事業）を開催した。

開催日		開催場所	参加者数
8月20日、21日	夏休み親子計量教室	京都府計量検定所	36組83名

## 3 消費生活展

市町村等が行う消費生活展に計量コーナーを設け、計量に関するパネルの展示やリーフレットの配布を行うほか、重さ当てクイズを実施するなど計量の普及、啓発に努めた。消費生活展の開催日等は次のとおりである。

開催日	開催場所
10月16日	あやべグンゼスクエア（綾部市）
10月19日	アルプラザ城陽（城陽市）
11月16日、17日	向日町競輪場（向日市）

## 4 講習会への講師の派遣

各種講習会等へ講師を派遣し、適正計量に関する講習等を行った。

(1) 計量・計測業務担当者のための研修会

主催者：一般社団法人京都府計量協会

実施日：令和元年6月26日

会場：当所

参加者：28名

(2) 計量証明事業者主任計量者（質量）講習会

主催者：一般社団法人京都府計量協会

	実施日	会場	参加者数
第1回	令和元年9月6日	京都高等技術専門校	4名
第2回	令和元年10月11日	福知山市民交流プラザ	2名
第3回	令和2年2月7日	京都高等技術専門校	11名

## VII 計量関係団体への支援

一般社団法人京都府計量協会は、平成21年1月に任意団体から法人化され、同年4月に京都府が「指定定期（計量証明）検査機関」として指定、同年5月から京都府の定期検査（計量証明検査）・検定等の業務を受託している。

同協会は、製造・修理事業者で組織する「計量器工業部会」、販売事業者・適正計量管理事業所で組織する「計量管理部会」、計量士で組織する「計量士部会」、一般計量証明事業者で組織する「計量証明部会」、環境計量証明事業者で組織する「環境計量証明部会」で構成され、協会又は部会独自に次の事業を行っている。

- 法令知識、情報提供のための計量ニュース、会報等の発行
- 家庭用計量器の精度確認
- 計量関係企業の事業場等の見学
- 技術及び法令知識習得のための研修会の開催
- 事業場従業員からの計量標語の募集
- 事業場の優良従業員表彰
- その他計量普及資料の配布
- 計量法の普及啓発事業

京都府では、委託業務に係る指導・監督をはじめとして、協会及び各部会との連携を強めるとともに、これらの事業に対して円滑な運営を図るための支援を行った。

計量関係団体の概要は、次々頁のとおりである。

## VIII 計量制度の推進

### 指定製造事業者制度の充実

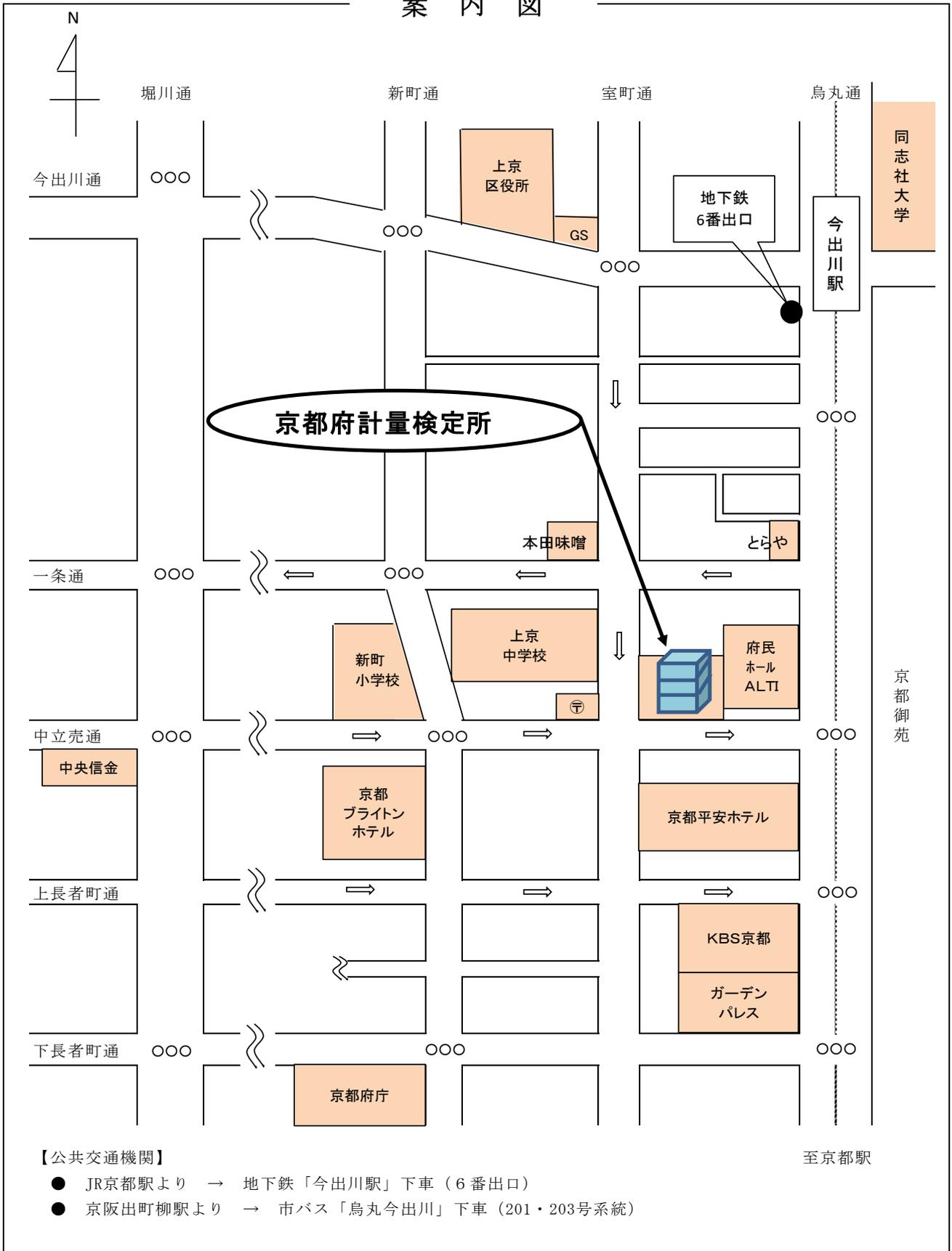
正確な特定計量器を供給するために、検定制度に代替するものとして平成6年に創設された指定製造事業者制度について、すでに指定を受けている事業者に対して立入検査等を継続的に実施し、品質システムの維持・向上について指導・助言に努めた。

## 計量関係団体の概要

令和2年4月1日現在

<b>一般社団法人 京都府計量協会</b>		京都府計量検定所内	TEL (075) 415-3166
代表理事	黒田 晋一	(株)島津アドコム	代表取締役
副理事長	増田 典	増田産業(有)	代表取締役
副理事長	吉川 勲		計量士
副理事長	下川 宏行	(株)イシダ	営業管理部部長
副理事長	坪内 力	イシダアイテス(株)	統括管理部参与
副理事長	上東 浩	(株)島津テクノロジー	理事 副技術担当(兼) 品質保証部長
専務理事			
兼事務局長	林 稔		
<b>計量証明事業協会</b>		京都府計量検定所内	TEL (075) 415-3166
会 長	増田 典	増田産業(有)	代表取締役
副会長	山本 敏裕	(株)山本清掃	代表取締役
副会長	伊藤 博永	(株)伊藤商店	代表取締役
副会長	新井 賢士	(株)アライの森	代表取締役
<b>環境計量証明事業協会</b>		京都市中京区西ノ京下合町1番地	TEL (075) 811-3181
会 長	上東 浩	(株)島津テクノロジー	理事 副技術担当(兼) 品質保証部長
副会長	井下 守	(株)ジーエス環境科学研究所	事業推進グループマネージャー

# 案内図



## 京都府計量検定所

〒602-0918

京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431

TEL (075) 441-8335 FAX (075) 441-8336

E-mail 指 導 課 [keiryu-shido@pref.kyoto.lg.jp](mailto:keiryu-shido@pref.kyoto.lg.jp)

URL <http://www.pref.kyoto.jp/keiryu/>